

令和5年8月21日

福岡県筑紫保健福祉環境事務所長 殿

(主たる事務所の所在地)

福岡県太宰府市五条二丁目23番8号

(医療法人名)

医療法人 牛島産婦人科医院

(理事長名)

理事長 牛島 博



決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

別 紙

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 牛島産婦人科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県太宰府市五条二丁目 23 番 8 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 30 年 2 月 27 日

(4) 設立登記年月日 平成 30 年 3 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	牛 島 博	牛島産婦人科医院 病院管理者
理 事	牛 島 加奈子	
理 事	牛 島 崇	
監 事	三 好 克博	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	牛島産婦人科医院	福岡県太宰府市五条二丁目23番8号	一般病床 11床
診療所]
介護老人保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月17日

令和4年度決算(第5期)の決定

令和5年6月30日

令和5年度(第6期)の事業計画及び収支予算の決定

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 牛島産婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡県太宰府市五条二丁目23番8号

財 産 目 録
(令和 5 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額	48,442 千円
2. 負 債 額	33,187 千円
3. 純 資 産 額	15,255 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	47,372
B 固 定 資 産	1,070
C 資 産 合 計 (A+B)	48,442
D 負 債 合 計	33,187
E 純 資 産 (C-D)	15,255

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 牛島産婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡県太宰府市五条二丁目23番8号

貸借対照表
(令和 5 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	47,372	I 流動負債	12,851
II 固定資産	1,070	II 固定負債	20,335
1 有形固定資産	1,060	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	33,187
3 その他の資産	10	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 基金	18,239
		II 積立金	△ 2,984
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	15,255
資産合計	48,442	負債・純資産合計	48,442

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 牛島産婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡県太宰府市五条二丁目23番8号

損 益 計 算 書

(自 令和4年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		88,676
2 事業費用		
(1)事業費	96,100	
(2)本部費		96,100
本来業務事業損失		7,424
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		7,424
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	362	362
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常損失		7,062
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		7,062
法人税・住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	0	
当期純損失		7,143

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 牛島産婦人科医院
所在地 福岡県太宰府市五条二丁目23番8号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	牛島博	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	運転資金の補填、 賃借料の支払、(注)	5,400	役員借入金 未払金	20,335 5,400
役員	牛島加奈子		当法人理事	役員報酬	6,000	未払金	4,440

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式5

監事監査報告書

医療法人 牛島産婦人科医院
理事長 牛島 博 殿

私（注1）は、医療法人 牛島産婦人科医院 の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年8月15日

医療法人 牛島産婦人科医院
監事 三好 克博